

社会福祉法人皆の郷役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆の郷役員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員のことをいう。

(報酬)

第3条 監事が法人の会計監査業務にあたった場合量及び質並びに拘束時間を鑑み、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会及び評議員会に出席した場合、別表2により報酬を支払うことができる。

(改正)

第4条 この規程を改正する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は平成27年9月29日から施行する。

この規程は平成29年6月18日より施行する

別表 1

会計監査業務	20,000円(税別)
--------	-------------

別表 2

理事会・評議員会出席	3,000円(税別)
------------	------------